

平成28年3月、4月に提出していただく書類及び提出先について

締切日	書類名称	依頼課	提出先
3/31(木)	障害児保育教育対象児童等認定申請書 (第9号様式) ※新規開設または変更がある場合	保育・教育運営課	各区 こども家庭支援課
	アレルギー児童報告書(生活管理指導表) ※新規開設または変更がある場合		
	延長保育事業実施届 ※新規開設園・変更のある園で、未提出の場合		
	振込口座、審査結果通知等の送付先確認 ※新規開設園(未提出園)、変更があった園のみ	保育・教育運営課	保育・教育運営課 給付担当
	処遇改善等加算等【新規施設・事業所】 ①処遇改善等加算等に係る加算率認定申請書 (第1号様式の1) ②職員履歴報告書(A票)(第1号様式の2)		
受付期間 3/24(木) ～ 3/31(木)	認定こども園・保育所での地域子育て支援に 関する補助金 ①補助金交付申請書(第2号様式) ②事業計画書(育児講座)(第6-1号様式) ③事業計画書(交流保育)(第6-2号様式) ④事業計画書(施設の地域開放)(第6-3号様式) ⑤収支予算書(第7号様式)	子育て支援課	各区 こども家庭支援課
4/4(月)	横浜市保育所一時保育事業 ①3月の利用者名簿 ②4月の利用予約者名簿	保育対策課	各区 こども家庭支援課
4/7(木)	一時保育事業基本助成概算請求書	保育・教育運営課	各区 こども家庭支援課
4/7(木)	重要事項説明書(28年度版)	保育・教育運営課	各区 こども家庭支援課
4/8(金)	処遇改善等加算等【既存施設・事業所】 ①処遇改善等加算に係る加算率認定申請書 (第1号様式の1) ②職員履歴報告書(A票)(第1号様式の2) ③職員状況報告書(B票)(第1号様式の3)	保育・教育運営課	保育・教育運営課 給付担当

※ 請求に係る様式の提出期限は、様式編をご確認ください。

【新設園・既存園】

4月の雇用状況表の提出と併せて、資格職の資格証の写し(全員分)を添付してください。

5月以降は、新規採用や変更があった方の資格職の資格証の写しを雇用状況表に添付してください。

平成 28 年度認定こども園及び保育所地域子育て支援事業に関する 補助金について（ご案内）

認定こども園及び保育所については、地域における子育て支援を積極的に行うように努めることが求められており、地域子育て支援における役割は大きなものになっています。

横浜市では、認定こども園及び保育所が地域に向けて実施する子育て支援を一層推進していただくため、育児講座の開催や施設（保育室、遊戯室、園庭等）開放等の取組に対して補助金を交付しています。

この補助金を御活用いただき、子育て支援に関する取組を積極的に展開いただきますよう、お願いいたします。

● 補助事業者

- ・ 認定こども園（幼保連携型）
※認定こども園（幼稚園型）については、当事業ではなく「私立幼稚園等はまっ子広場事業」の対象となります。
- ・ 私立保育所

● 補助対象事業のメニュー、補助金額、基準回数

認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の補助対象事業には、次の2つのメニューがあります。

どちらか1つのメニューを選択し、そのメニューに含まれる3つの事業について、それぞれ基準回数以上実施していただきます。

➤ 補助対象事業のメニュー、補助金額、基準回数

メニュー	事業の組合せ（実施メニュー）	実施回数の基準	補助金額の上限額
1	育児講座	年 1 回以上	15万円
	交流保育	年 3 回以上	
	施設の地域開放	年30回以上	
2	育児講座	年 3 回以上	15万円
	交流保育	年 3 回以上	
	施設の地域開放	年12回以上	

➤ 実施メニューの目的

育児講座 (実施要領第8条)	認定こども園及び保育所の特性を生かして実施する講座を通じて、保護者が子育てに関する理解を深めることにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の保育所地域子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。
交流保育 (実施要領第9条)	子育て中の保護者とその児童が、保育所入所児童と交流することを通じて、保護者が子どもの育ちや子育てに関する理解を深めることにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の保育所地域子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。
施設の地域開放 (実施要領第10条)	保育所の保育室、遊戯室及び園庭等の施設を、子育て中の保護者とその児童等が集い、相互に交流する場として継続的に提供し、子育て中の保護者の閉塞感、孤立感を緩和することにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の保育所地域子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。

● 手続きの流れ

- ①補助金交付申請 **平成28年3月24日(木)～3月31日(木) 厳守**
提出先→各区福祉保健センターこども家庭支援課
- ②交付決定通知 区から補助金の交付決定通知を、各園に送付します。
- ③請求書提出 (交付が決定された場合) 第16号様式により、各区こども家庭支援課に提出してください。
- ④補助金の交付 適法な請求書の提出があった日から30日以内に交付します。
- ⑤実績報告 平成29年4月10日(月)までに、各区こども家庭支援課に提出してください。
様式については、申請書類と同じアドレスに掲載する予定です。
- ⑥補助金額の確定通知 区から補助金額の確定通知を、各園に送付します。

● 提出書類

・事業開始時の申請書類

- 1：第2号様式 補助金交付申請書
2：第6-1号様式 事業計画書(育児講座)
3：第6-2号様式 事業計画書(交流保育)
4：第6-3号様式 事業計画書(施設の地域開放)
5：第7号様式 収支予算書

※ 実施園につきましては、園名等の情報をこども青少年局のホームページ上に掲載します。

※ 当事業について、他の補助金等と重複して受給することはできません。

● 事業についてのお問い合わせ ※ご注意：申請書の提出先ではありません。

横浜市こども青少年局 子育て支援課 豊倉・鈴

TEL 671-2705 E-Mail: kd-koshien@city.yokohama.jp

● 次のアドレスから要綱・申請書様式を入手してください。入手できない場合、上記までご連絡ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien/youkou.html>

横浜市の指導監査について

1 指導監査の趣旨

施設の指導監査は、施設の適正な運営と子どもの適切な処遇を確保することを目的として、施設の設備及び運営についての基準等の遵守状況を検査するとともに、本市が支弁する給付費、補助金等について市の要綱、要領等に基づき、必要な検査を行います。

2 平成 28 年度の指導監査について

(1) 「幼保連携型認定こども園」及び「認可保育所」の監査について

市が認可権限を持つ「幼保連携型認定こども園」及び「認可保育所」については、原則年 1 回、前年度の監査結果等から特に問題がないと認められる場合は 2 年に 1 回、実地において監査を行います。

28 年度は、前年度対象外であった施設、継続的な指導が必要と認められる施設に加え、新規に認定を受けた幼保連携型認定こども園、新規に認可を受けた保育所、開設 2 年目の幼保連携型認定こども園及び保育所を対象に実施します。

なお、実地監査の対象外となった園・施設についても、自己点検資料を提出していただき、書面検査を行います。

(2) 外部監査を受けた場合の市の会計監査の取扱

28 年度監査（平成 27 年度決算）以降、幼保連携型認定こども園の設置者が、当該施設の運営に係る会計について外部監査（公認会計士又は監査法人の監査）を受けて当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、外部監査報告書の写し等を提出していただくことで、市の会計監査の対象外とする 予定です。（提出方法等については別途通知します。）

3 「幼稚園型認定こども園」及び「施設型給付の幼稚園」の確認監査について

施設型給付に移行したとしても「私立幼稚園」としての認可権限は県にあり、認可制度に伴う監査、報告徴収などは、引き続き、県が実施することになります。

一方で、平成 27 年 12 月に、国から施設型給付に移行する際の 確認制度に基づく監査 については、確認権者である市町村が実施するよう通知が発出されました。

これに伴い、今後、「確認」を受けた施設が運営基準を満たしているか、施設型給付が適正に支給されているかについて、何らかの形で本市が検査をすることが想定されます。

現在、県と市の間で、施設監査と確認監査の役割分担や実施方法について調整を始めたところですので、方針が決まりましたら改めてお知らせします。

こ保対第 1026 号
平成 28 年 3 月 18 日

市内認可保育所 施設長 様

こども青少年局保育対策課
保 育 対 策 課 長

横浜市保育所一時保育事業 利用実績・利用予約名簿の提出について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろより、本市の保育行政に御協力いただきましてありがとうございます。

さて、待機児童集計は、毎年 4 月 1 日と 10 月 1 日の 2 回、保育所等利用待機児童数を集計し、厚生労働省に報告しています。集計にあたっては、厚生労働省から定義（裏面のとおり）が示されており、地方公共団体は、この定義を基に独自で展開している施策などを読み込み、行っています。

今回名簿提出を依頼する一時保育事業は、厚生労働省定義の注 3 にある地方公共団体における単独保育施策であり、この解釈に基づき、一時保育事業の利用者は、厚生労働省調査の待機児童数には含めておりません。

つきましては、4 月 1 日の待機児童集計において、一時保育を利用している児童を把握する必要がありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

1 依頼内容

- ・『3月の利用者名簿』に併せて、『4月の利用予約者名簿』のご提出をお願いします。
* 『4月の利用予約者名簿』は、氏名、措置年齢、一時保育の種類があれば、様式は問いません。

2 提出期日、提出先

- (1) 提出期限：平成 28 年 4 月 4 日（月）
- (2) 提出先：保育所が所在する区役所のこども家庭支援課 へご提出（郵送か窓口）をお願いします。

【問い合わせ先】

こども青少年局保育対策課
佐藤・安形
電 話 6 7 1 - 4 2 2 0
F A X 6 6 3 - 1 9 2 5

(定義) 保育所等利用待機児童とは

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものを把握すること。

(注1) 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注2) 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

(注3) 付近に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業がない等やむを得ない事由により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、

① 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている児童

② 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育されている児童

③ 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成、就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している児童

については、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注4) いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

(注5) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を現在利用しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注6) 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込が出ているような、利用予約(利用希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

(注7) 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

※ 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等とは、

(1) 開所時間が保護者の需要に込えている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)

(2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など)

(3) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の対象となっている施設

(4) 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)の対象となっており、市町村子ども・子育て支援事業計画の提供体制確保に規定されている施設(保護者の保育ニーズに対応していることが利用者支援事業等の実施により確認できている場合)

(注8) 保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

区役所 ことば家庭支援課
待機児童対策担当 あて

横浜市一時保育事業 利用実績・利用予約名簿

保育所名 _____

平成28年 月分

番号	児童氏名	措置 年齢	利用 日数計	利 用 日 (予 約 日)																																
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			

※必要に応じてご利用ください。

請求明細データ送信の前に

横浜市請求明細作成ソフトをご利用の皆様におかれましては、平成 28 年度 4 月分のデータを送信する前に、**必ず一括更新を行ってからお送りください**ますよう、お願いいたします。

※ 今月末に予定している請求明細作成ソフトのアップデートまでに、平成 28 年度公定価格単価表の確定が間に合わず、4 月に再アップデートすることが予想されます。

※ 4 月当初から請求明細登録(データ作成)および延長保育等の実績登録は可能ですが、4 月のアップデート後に平成 27 年度単価から平成 28 年度単価へ更新してから送信する必要がありますので、上記のとおりご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

市外児童情報(1号認定)の提出について(依頼)

※ 幼稚園、認定こども園のみ

- ◆ 横浜市外在住(例えば川崎市)で横浜市内の施設を利用する場合、当該市外児童の給付費の請求先は、当該居住市町村(例えば川崎市)になります。
- ◆ しかし、公定価格のなかには金額を利用児童数で割り返す項目があり、正しい給付費が算出するために、横浜市も市外在住児童の人数を把握し、システム登録を行う必要があります。
- ◆ 1号認定児童については、利用調整を行わないことから、各園の市外児童を横浜市では把握できていないため、情報提供をお願いします。

1 市外在住児童情報の提出について

(1) 依頼事項

新規に入所される市外在住児童について、**認定証の写し**を提出してください。

※ 既にご提出いただいている児童分は、再度提出する必要はありません。

※ 認定証の写しが用意できない場合は、ご相談ください。

(2) 提出先

横浜市子ども青少年局保育・教育運営課 給付担当 〒231-0017 横浜市中区港町1-1

(3) 提出期限

4月分を請求する児童については、**平成 28 年 4 月 8 日(金)**《早期のご提出にご協力ください》

※ 年度途中で新規に入所される市外在住児童については、**請求対象月の 15 日まで**に、届出書等と一緒に、認定証の写しをご提出ください。

2 市外児童に係る今後の事務手続きについて

(1) 【横浜市】ご提出いただいた市外在住児童情報を、横浜市のシステムへ入力します。

(2) 【横浜市】市外在住児童について、横浜市で付番を行い、各施設へ発送いたします。

(3) 【各施設】請求明細作成ソフトに当該市外児童の情報を入力します。

※ この際、認定証番号には横浜市が付番した(999～で始まる)番号を入力します。

担当：給付担当

電話：6 7 1 - 4 4 6 6

出納整理期間（4月～5月）における留意点について

1 4月の請求事務フロー（3月分請求）について

4月は早期・通常の2フローとなり、エラーフローはありません。

各月の請求を毎回エラーフローで行われている施設・事業所については、3月分のデータ締切等にご注意ください。

2 平成27年度分 過誤申立・過誤再請求の事務処理について

出納整理期間の過誤申立に係る事務処理について、次のとおり取り扱う予定です。

なお、4月通常フローのデータ締切日時点にて年度切替を予定しておりますので、

平成27年度分の再請求の明細データ送信は4月通常フローまでに完了させてください。

	事務処理
～4月12日 (4月通常フロー データ締切日)	<p><u>4月8日（金）をもちまして過誤申立書の受付を一旦停止します。</u></p> <p>8日までにいただいた過誤申立書に基づき、12日までに送信された過誤再請求データについては、通常どおり処理を行います。</p> <p>※この時点での未相殺額は全て納付書による返金手続きを依頼させていただく予定です。</p>
4月13日～5月30日	<p>4月8日（金）より後に本市に到達した過誤申立書については、相殺（戻入納付書の発行も含める）は6月以降で処理いたします。</p> <p>6月以降の過誤の処理方法については別途お知らせいたします。</p>

3 平成27年度人事院勧告に伴う対応について

人事院勧告に基づく対応については、平成28年1月29日付内閣府事務連絡「平成27年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金に係る所要額調べについて」で示された内容に基づき、年間実績額を出した後（5月以降）に増加分の請求事務を行う予定です。**全月・全児童分の過誤申立てによる事務処理は行いません。**

人事院勧告に基づく単価表の改定を待って、これまでの過誤申立てを一括して行おうと計画されていた施設・事業所におかれましては、できる限り上記のとおり、4月通常フローまでに処理できるよう、**過誤再請求の手続きに移っていただきますようお願いいたします。**

保育・教育運営課 給付担当 045-671-4466
